

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成25年

目 次

議案第 39 号	市道路線の廃止について……………	1
議案第 40 号	市道路線の認定について……………	4
議案第 41 号	第 3 次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について……………	7
議案第 42 号	第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画の策定について……………	11
議案第 43 号	損害賠償請求調停事件の和解について……………	12
議案第 44 号	指定管理者の指定について……………	15
議案第 45 号	指定管理者の指定について……………	16
議案第 46 号	指定管理者の指定について……………	17
議案第 47 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例の制定について……………	18
議案第 48 号	鎌倉市風致地区条例の制定について……………	20
議案第 49 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
議案第 50 号	地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	42
議案第 51 号	鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
議案第 52 号	鎌倉市営住宅条例及び鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	46
議案第 53 号	鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
議案第 54 号	平成 25 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）……………	50
議案第 55 号	平成 25 年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	55
報告第 11 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	59
報告第 12 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	60
報告第 13 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	61

議案第 39 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

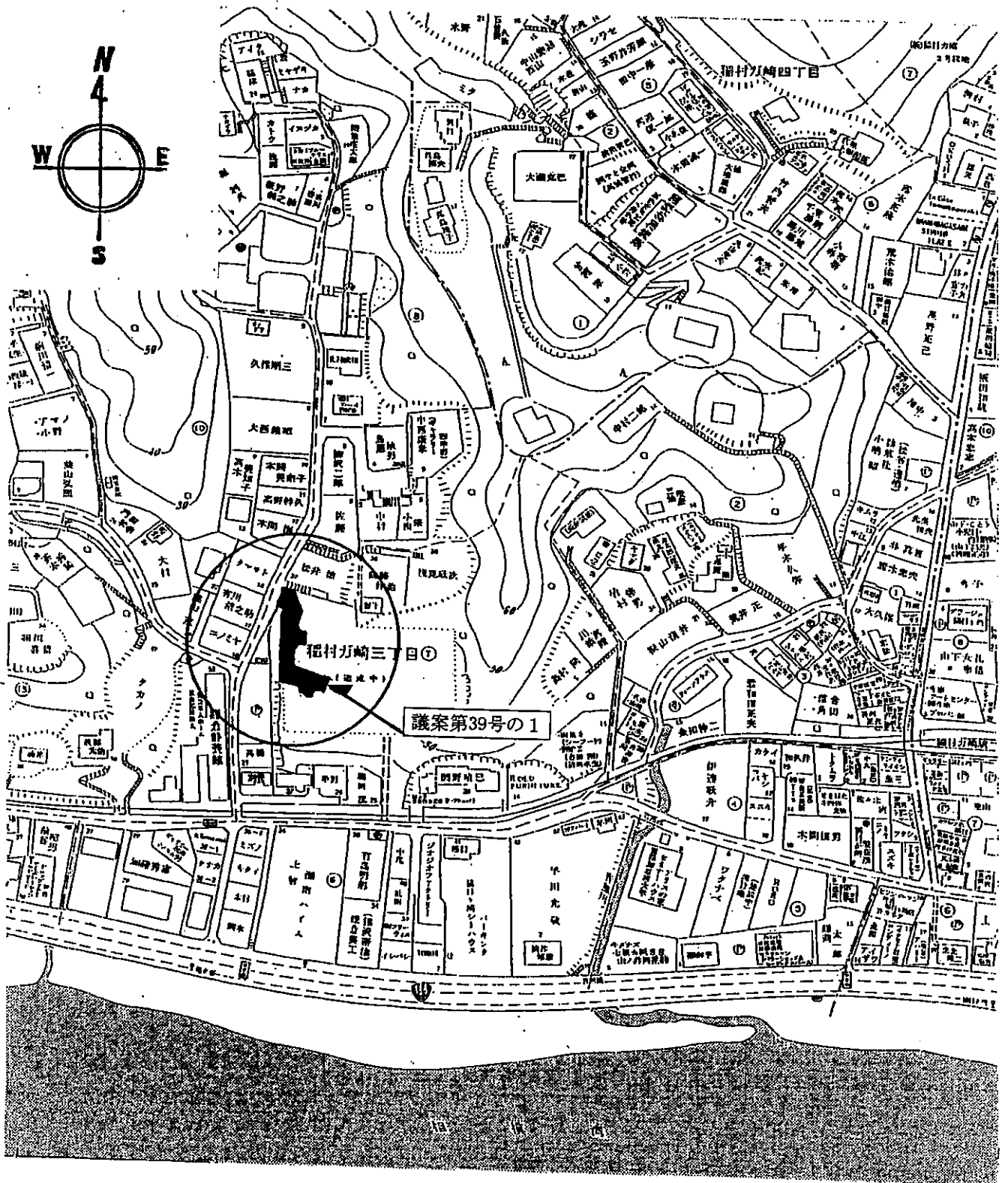
廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	稲村ガ崎 三丁目	561番229	稲村ガ崎 三丁目	561番55	5.00～8.38	60.78	484.81	3

案内図

凡例  廃止箇所

図面番号 3



議案第 40 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

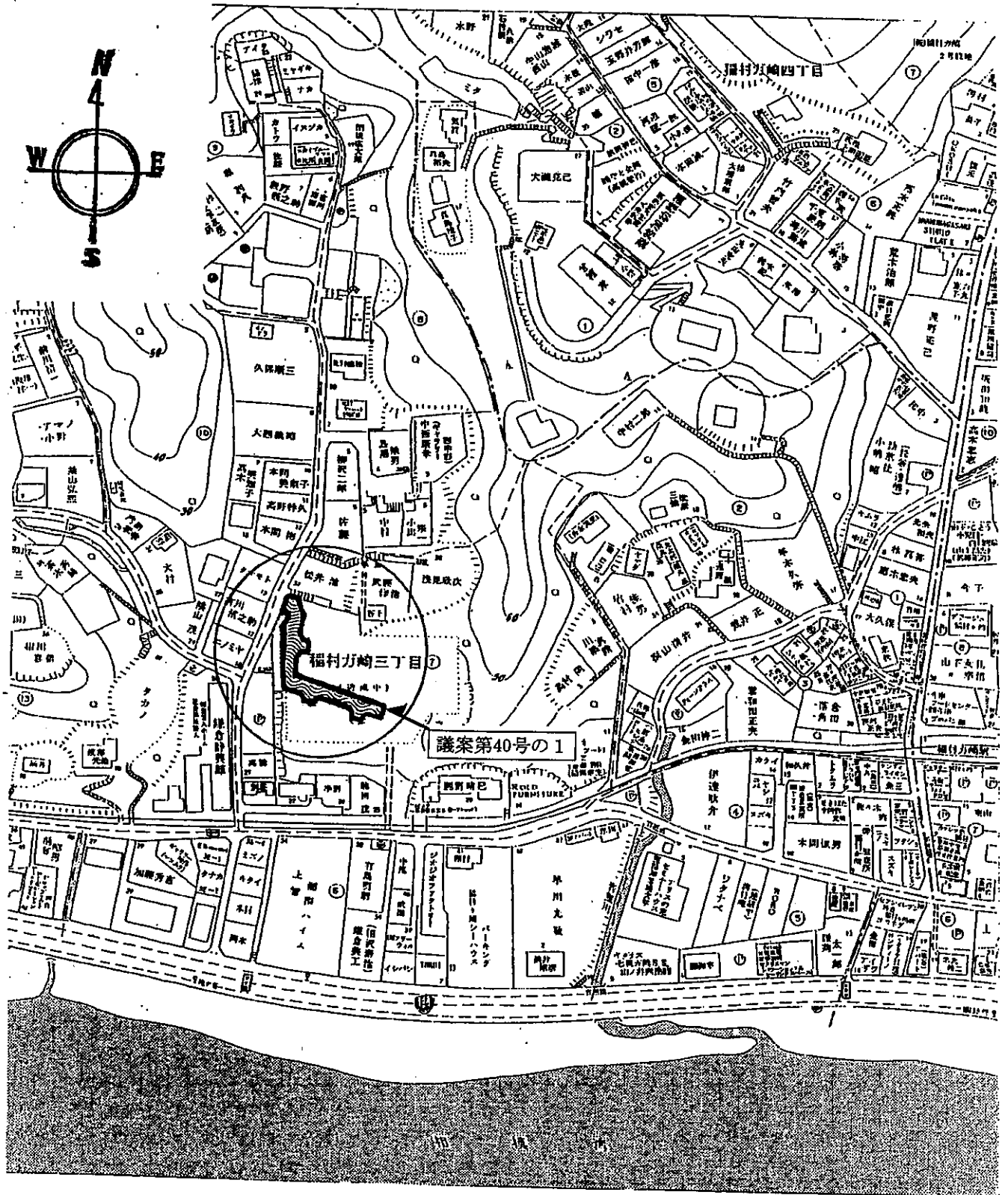
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	稲村ガ崎 三丁目	561番229	稲村ガ崎 三丁目	561番24	5.00～8.38	92.03	669.79	4

案内図

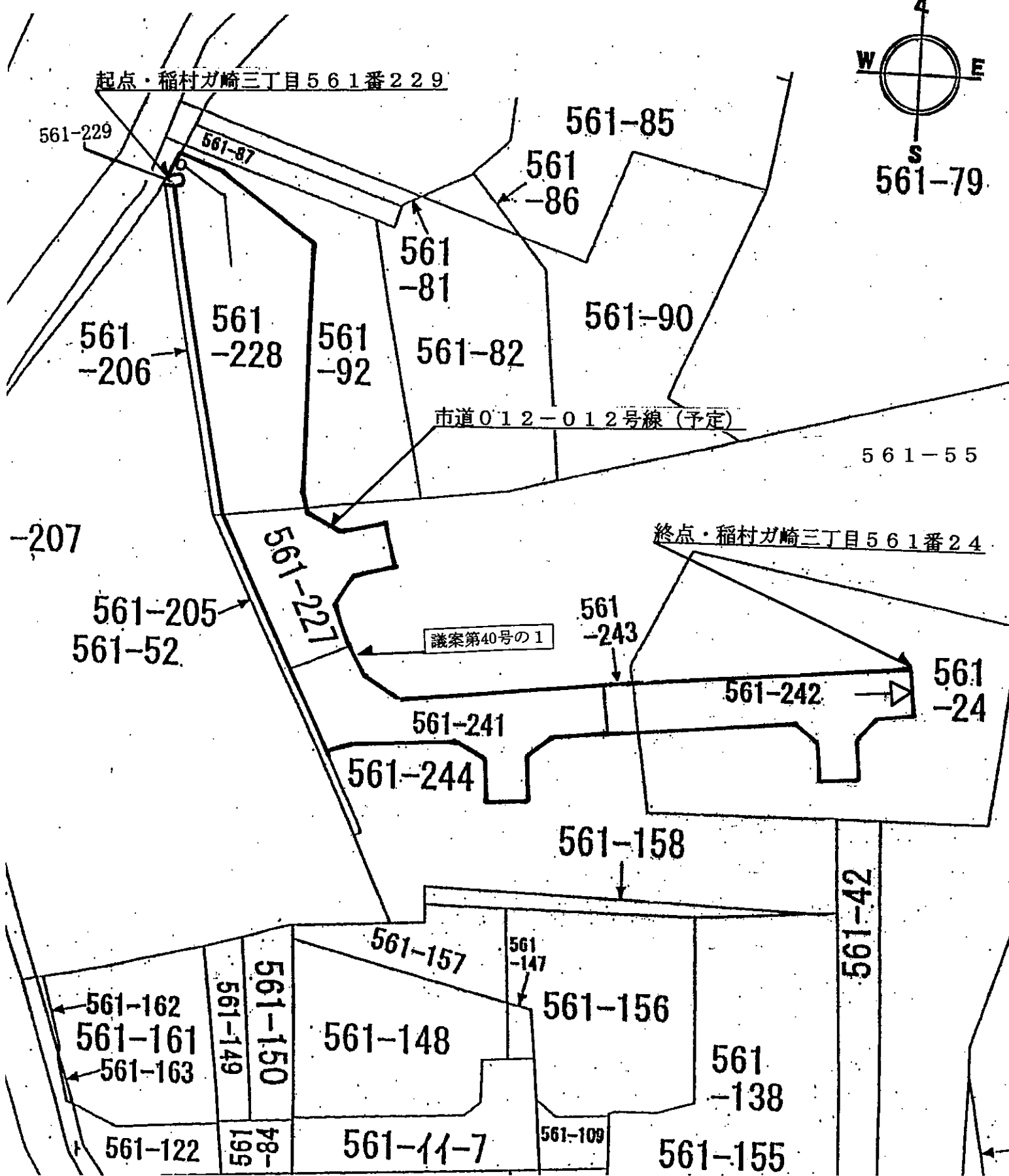
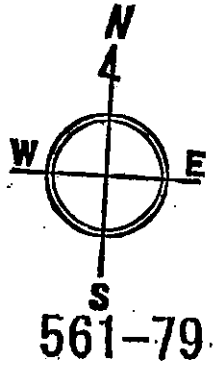
凡例  認定箇所

図面番号 4



公図写

図面番号 4



議案第 41 号

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想を次のように一部修正する。

平成25年12月 4 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想について、社会の変化を踏まえて所定の修正を行うものである。

第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について

第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部を次のように修正する。

第2章1(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 平和を希求するまちをめざします

平和を信条とした世界に誇れるまちをめざします。

(2) 人権を尊重し、だれもが社会参画できるまちをめざします

一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国籍・性・出身・障害などによる差別を受けることなく、男女共同参画の理念に基づく社会の実現をはじめ、だれもが社会のあらゆる分野に参画できるまちをめざします。

第2章3(3)に後段として次のように加える。

また、省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進します。

第2章4中(3)を削り、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 子育てしやすいまちをめざします

次代を担う子どもたちが健やかでのびのびと育ち、だれもが安心して子育てができるまちをめざします。

第2章4中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

第2章5(1)中「財産を地震などの各種災害から守るため」を「財産を、地震などの各種災害から守る防災に加え、被災時に、その被害を最小限に抑える減災の観点に立ち」に改め、「、交通安全対策を進めるとともに」を削る。

第2章5(3)中「つくりだします。」を「つくりだすとともに、交通安全対策を進めます。」に改める。

第2章6中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削り、同章6に(4)として次のように加える。

(4) 消費者として暮らしやすいまちをめざします

市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者が安心して生活ができるまちをめざします。

第3章1(1)を次のように改める。

(1) 鎌倉市の人口は、平成14(2002)年以降、増加傾向で推移してきま

したが、推計では、平成26（2014）年をピークに減少傾向に転じ、目標年次の平成37（2025）年には、17万人を下回るものと予測しています。また、年少人口・生産年齢人口の減少や高齢者の増加による少子高齢社会がさらに進展する見込みとなっています。

こうした人口の変化は、市税収入の減少や扶助費の増加につながることから、人口の年齢構成バランスに配慮し、急激な減少を防ぐ人口誘導を図ります。

第3章2(2)中「国」の次に「・県」を加える。

第4章を次のように改める。

第4章 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて、次の事項を基本方針とします。

1 市民力・地域力

「自分たちのことは自分たちで決める。そして、その責任は自分たちで負う」という自治の原点に立ち、市民や地域が共に考え、創造し、行動するまちをめざします。

そのため、まちづくりの原動力である市民力・地域力がより一層発揮でき、従来からの課題に加え、災害をはじめとした新たな課題の解決が図れる仕組みづくりを積極的に進めます。

(1) 市民参画・協働

まちづくりには、まちの主人公である市民の自主的で主体的な参画・協働が不可欠です。市民と行政が目標を共有し、市民の力がまちづくりに発揮されるよう、市政への参画や市との協働を積極的に支援します。それにあたっては、個人情報を保護しながら、市の行財政の資料や情報を積極的に公開し、提供します。

(2) 地域コミュニティの充実

地域の課題を地域の力で解決するために、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。地域・地区の個性を尊重したコミュニティの取組を積極的に支援します。

2 地方分権の推進

地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという地方分権の理念に基づき、市民・市議会と一体になって、地方公共団体としての主体性と自治権の確立に努めます。

3 広域的な協力体制

生活圏や交通圏の拡大に伴い、広域的な役割分担と相互協力が重要となっ

ています。

このため、国や県、近隣の地方公共団体はもとより、関係団体・民間企業などと幅広く連携し、関連計画との整合・補完を図りながら、適切な対応に努めます。

4 持続可能な都市経営

少子高齢社会のより一層の進行や厳しさを増す財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は、かつてないほど急激に変化し続けています。多様化・複雑化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、長期的視点に立った総合的かつ計画的な行財政運営に加え、状況の変化に対応できる柔軟な行財政運営が必要となります。

そのため、歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。

議案第 42 号

第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画の策定
について

第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画を次のとおり策定する。

平成 25 年 12 月 4 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成 26 年度から平成 31 年度の 6 年間を期間とする、新たな基本計画を策定するものである。

「参考」

本議案として添付する書類

- 1 第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画

損害賠償請求調停事件の和解について

申立人 [REDACTED] と相手方鎌倉市の間で調停中の鎌倉簡易裁判所平成25年（ノ）第32号損害賠償請求調停事件につき、次のとおり和解について議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

申立人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

相手方

鎌 倉 市

2 和解の要旨

- (1) 相手方は、申立人に対し、本件解決金として金172万1321円の支払い義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、前項記載の金員を、平成26年2月28日限り、申立人名義の口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。



- (3) 相手方が前項の支払を怠ったときは、相手方は、申立人に対し、第1項の金員から既払分を控除した残額及びこれに対する平成26年3月1日から支払済みに至るまで年3分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (5) 当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。

3 事件の概要

鎌倉体育館駐車場敷地の一部に第一子ども会館及びだいいち子どもの家を建設するため、鎌倉市スポーツ施設駐車管制機器賃貸借契約の一部を解約したことに伴い申立人に生じた損害額の支払について、平成25年7月19日に申立人が、鎌倉市を相手方として、損害賠償を求める調停を鎌倉簡易裁判所に申し立てたものであり、同裁判所から上記内容の調停案が示され、双方が受け入れるものである。

「参 考」

調 停 条 項 (案)

- 1 相手方は、申立人に対し、本件解決金として金172万1321円の支払い義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項記載の金員を、平成26年2月28日限り、申立人名義の口座（
)に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 相手方が前項の支払を怠ったときは、相手方は、申立人に対し、第1項の金員から既払分を控除した残額及びこれに対する平成26年3月1日から支払済みに至るまで年3分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 6 調停費用は各自の負担とする。

議案第 44 号

指定管理者の指定について

鎌倉市鍋木清方記念美術館の指定管理者を、次のとおり指定するものとする。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市鍋木清方記念美術館

2 指定管理者となる団体

鎌倉市長谷一丁目5番3号

公益財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団

理事長 森田 晃輔

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 45 号

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を、次のとおり指定するものとする。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

笛田公園

2 指定管理者となる団体

鎌倉市上町屋558番地

三菱電機ライフサービス株式会社 湘南支社

代表取締役 常務取締役 支社長 高岡 宣隆

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 46 号

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を、次のとおり指定するものとする。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉海浜公園

源氏山公園

散在ガ池森林公園

鎌倉中央公園

六国見山森林公園

夫婦池公園

街区公園

2 指定管理者となる団体

鎌倉市山崎1667番地

公益財団法人 鎌倉市公園協会

理事長 並 木 博

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 47 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の
臨時特例に関する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

特例として、市長並びに都市調整部及び都市整備部の事務を所掌する副市長の給与の減額を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する
条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）第3条及び附則第4項の規定にかかわらず、市長の給料月額にあっては同条例第3条第1号に規定する額からその $\frac{20}{100}$ に相当する額を、都市調整部及び都市整備部の事務を所掌する副市長の給料月額にあっては同条第2号に規定する額からその $\frac{14}{100}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1月を経過した日に、その効力を失う。

議案第 48 号

鎌倉市風致地区条例の制定について

鎌倉市風致地区条例を次のように定める。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで神奈川県が制定していた風致地区条例を、平成24年4月1日から、3年の猶予期間内に各市町が制定することとなったため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市風致地区条例

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について必要な規制を行い、もって本市の樹林地又は海若しくは河川等の沿岸部、その他その状況がこれらに類する区域及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条に規定する歴史的風土保存区域（以下「歴史的風土保存区域」という。）並びに市街地における風致を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定する建築物（門、塀及び観覧のための工作物を除く。）をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着する工作物（前号に該当するものを除く。）をいう。
- (3) 壁面後退距離 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（当該外壁又は柱の面の外側に外気に開放されているバルコニー、ベランダ、廊下、階段、出窓、その他これらに類するもの（以下「バルコニー等」という。）がある場合は、バルコニー等の最も外側にある部分をいう。）から敷地の境界線（道路境界線又は隣地境界線をいう。）までの距離をいう。
- (4) 建築物の高さ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。ただし、歴史的風土保存区域内においては、同号ロの規定は適用しない。
- (5) 緑化率 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める面積に対する緑化地（木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地をいう。）の面積の割合をいう。
 - ア 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該建築物の敷地面積
 - イ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。） 当該行為に係る土地の面積

(風致保全方針)

第3条 市長は、本市の風致を維持するための方針（以下「風致保全方針」という。）を定めるものとする。

2 風致保全方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 風致の維持に関する基本的な事項
- (2) その他風致の維持のための施策に関する基本的な事項
- 3 市長は、風致保全方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鎌倉市都市計画審議会条例（平成11年12月条例第14号）第1条の規定により設置された鎌倉市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、風致保全方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（許可等）

第4条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転
 - (2) 建築物等の色彩の変更
 - (3) 宅地の造成等
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) 土石の類の採取
 - (7) 屋外における物件の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、風致地区内において行う次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。
- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国、県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) 建築物（地下に設ける建築物を除く。次号において同じ。）の新築、増築又は改築であつて、次のいずれにも該当するもの
 - ア 当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
 - イ 当該新築、増築又は改築後の建築物の高さ及び建ぺい率が、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の建築物の高さ及び建ぺい率の欄に掲げる数値以下であるもの
 - ウ 当該新築、増築又は改築後の壁面後退距離が別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる数値以上で

あるもの

- (5) 建築物の移転で当該移転に係る部分の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 地下に設ける建築物の新築、増築、改築又は移転。この場合において、新築又は増築にあつては、当該新築又は増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるものに限る。
- (7) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築又は移転
 - ア 工事に必要な仮設の工作物
 - イ 地下に設ける工作物
 - ウ 消火設備又は消防若しくは水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - エ 社寺境内又は墓地内において設ける鳥居、灯ろう、墓碑、墓石その他これらに類するもの
 - オ 祭礼、縁日等のために設ける観覧場、やぐら、案内又は装飾のための施設その他これらに類するもの
 - カ その他の工作物の新築、増築、改築又は移転であつて、当該新築、増築、改築又は移転後の工作物の高さが5メートル以下であり、かつ、築造面積が60平方メートル以下であるもの。ただし、次に掲げる工作物を除く。
 - (ア) のり(地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。)又は擁壁の天端位置から外周方向へ張り出した形態の架台その他これに類する工作物の新築、増築、改築又は移転で、当該新築、増築、改築又は移転後の工作物の高さが1.5メートルを超えるもの
 - (イ) 歴史的風土保存区域内における次に掲げる工作物の新築、増築、改築又は移転で、当該新築、増築、改築又は移転後の工作物の高さが1.5メートルを超えるもの
 - a 擁壁
 - b 鉄柱、鉄塔その他これらに類するもの
 - c 太陽光発電設備
 - d 人工地盤、架台その他これらに類するもの
 - e 自動販売機(屋内に設置するものを除く。)
- (8) 次に掲げる建築物等の色彩の変更
 - ア 屋根、外壁、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のもの
 - イ 仮設の建築物等

- ウ 地下に設ける建築物等
- エ 床面積（増築を伴うときは増築後の床面積）の合計が10平方メートル以下の建築物
- オ 前号ウからオまでに掲げる工作物
- カ その他の工作物で高さが5メートル以下であるもの
- (9) 面積が60平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (10) 面積が60平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (11) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (12) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第9号の宅地の造成等と同程度のもの
- (13) 次に掲げる屋外における物件の堆積
 - ア 工事に必要な物件の堆積で、当該工事現場において当該工事の施行期間を超えないもの
 - イ その他の物件の堆積で、面積が60平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (14) その他次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の敷地内において行う次に掲げる行為
 - (ア) 当該敷地内に存する受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物の新築、増築、改築又は移転
 - (イ) 高さが5メートル以下の木竹の伐採
 - (ウ) 屋外における物件の堆積で、高さが3メートル以下のもの
 - ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の新築、増築、改築又は移転。ただし、物置、作業小屋等の新築、増築、改築又は移転で、当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が90平方メートル以下であるものを除く。
 - (イ) 建築物等の色彩の変更。ただし、物置、作業小屋等で床面積（増築

を伴うときは増築後の床面積)の合計が90平方メートル以下であるものを除く。

- (ウ) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (エ) 宅地の造成又は土地の開墾
 - (オ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
 - (カ) 水面の埋立て又は干拓
- 3 国、県及び市町村(公社等で規則で定めるものを含む。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、市長に協議しなければならない。
- 4 風致地区に関する都市計画が定められた際、当該風致地区内において第1項の規定により許可を要する行為、前項の規定により協議を要する行為又は次条の規定により通知を要する行為を現に行っている者は、それぞれ、第1項の許可を受け、前項の協議をし、又は次条の通知をしたものとみなす。
- 5 前項の規定により第1項の許可を受け、第3項の協議をし、又は次条の通知をしたものとみなされた者は、当該風致地区に関する都市計画が定められた日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 6 市長は、第3項の規定による協議又は次条の規定による通知があった場合において、その土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持のため必要があると認めるときは、協議又は通知をした者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

(適用除外)

第5条 次に掲げる行為については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間において市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。)とを連結する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道(鉄道若しくは軌道の

代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連結する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為

- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ及び第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
- (5) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (6) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- (8) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は管理に係る行為
- (9) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (12) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (13) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
- (14) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- (15) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)

又は管理に係る行為

- (16) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (17) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (18) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (19) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (20) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事
- (22) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又はこれらの港湾施設の管理に係る行為
- (23) 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置（高さが15メートルを超えるものの設置を除く。）又は管理に係る行為
- (24) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置（高さが15メートルを超えるものの設置を除く。）又は管理に係る行為
- (25) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置（高さが15メートルを超えるものの設置を除く。）又は管理に係る行為
- (26) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（高さが15メートルを超えるもの及び発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (27) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (28) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事

業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

- (29) 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (30) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (31) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された神奈川県指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物の保存に係る行為
- (32) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第5条に規定する歴史的風土保存計画に基づく事業の執行に係る行為
- (33) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条に規定する近郊緑地保全計画に基づく事業の執行に係る行為
- (34) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (35) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (36) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

（風致地区の種別）

第6条 風致地区の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1種風致地区 特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
- (2) 第2種風致地区 良好な自然環境を有し、又は周辺に特に良好な自然環境が存し、これらの自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
- (3) 第3種風致地区 周辺に良好な自然環境を有し、現に存する自然環境又は周辺の良好な自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等

を規制する必要がある土地の区域

- (4) 第4種風致地区 自然環境の維持若しくは復元が図られ、又は周辺の自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であつて、第1種風致地区、第2種風致地区及び第3種風致地区以外の区域

2 前項に掲げる風致地区の種別は、市長が指定する。

(風致地区の種別の案の縦覧等)

第7条 市長は、風致地区の種別を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該種別の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された風致地区の種別の案について、市長に意見書を提出することができる。

(風致地区の種別の指定)

第8条 市長は、審議会の意見を聴いて風致地区の種別を指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により風致地区の種別の案を審議会に諮問しようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

3 市長は、風致地区の種別を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 風致地区の種別の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(風致地区の種別の変更)

第9条 前2条の規定は、風致地区の種別の変更について準用する。

(許可の基準等)

第10条 市長は、第4条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1) 建築物の新築

ア 仮設の建築物

(ア) 当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物については、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致

の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物

- (ア) 当該建築物の高さが、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の建築物の高さの欄に掲げる高さ以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められ、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合は、この限りでない。
- (イ) 当該建築物の建ぺい率が、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の建ぺい率の欄に掲げる割合以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (ロ) 当該建築物の壁面後退距離が、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる部分の区分に応じた距離以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (ハ) 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が、6メートル以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められ、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合は、この限りでない。
- (ニ) 当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (ホ) 当該建築物の敷地内の緑化率が、別表第1の緑化率の欄に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (ヘ) 歴史的風土保存区域内においては、当該建築物の高さ、位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(2) 建築物の増築

ア 仮設の建築物

- (ア) 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (イ) 当該増築後の建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物については、当該増築後の建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物

(ア) 当該増築部分の建築物の高さが、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の建築物の高さの欄に掲げる高さ以下であること。前号ウ(ア)ただし書の規定は、この場合に準用する。

(イ) 当該増築後の建ぺい率が、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の建ぺい率の欄に掲げる割合以下であること。前号ウ(イ)ただし書の規定は、この場合に準用する。

(ロ) 当該増築部分の壁面後退距離が、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる部分の区分に応じた距離以上であること。前号ウ(ロ)ただし書の規定は、この場合に準用する。

(エ) 当該増築後の建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が、6メートル以下であること。前号ウ(エ)ただし書の規定は、この場合に準用する。

(オ) 当該増築部分の位置並びに当該増築後の建築物の規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(カ) 当該増築後の敷地内の緑化率が、別表第1の緑化率の欄に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(キ) 歴史的風土保存区域内においては、当該増築部分の高さ及び位置並びに当該増築後の建築物の規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物の改築

ア 仮設の建築物

(ア) 当該改築後の建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該改築後の建築物の規模、形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の建築物

- (ア) 当該改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。
 - (イ) 当該改築後の建築物の規模、形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - (ウ) 当該改築後の敷地内の緑化率が、別表第1の緑化率の欄に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - (エ) 歴史的風土保存区域内においては、当該改築後の建築物の高さ、規模、形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。
- (4) 建築物の移転
- ア 仮設の建築物
 - (ア) 当該移転後の建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - (イ) 当該移転後の建築物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - イ その他の建築物
 - (ア) 当該移転後の建築物の壁面後退距離が、別表第1の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる部分の区分に応じた距離以上であること。第1号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合に準用する。
 - (イ) 当該移転後の建築物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - (ウ) 当該移転後の敷地内の緑化率が、別表第1の緑化率の欄に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - (エ) 歴史的風土保存区域内においては、当該移転後の建築物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。
- (5) 工作物の新築
- ア 仮設の工作物
 - (ア) 当該工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - (イ) 当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の工作物

- (7) 当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (4) 歴史的風土保存区域内においては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(6) 工作物の増築

ア 仮設の工作物

- (7) 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (4) 当該増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の工作物

- (7) 当該増築部分の位置並びに当該増築後の工作物の規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (4) 歴史的風土保存区域内においては、当該増築部分の位置並びに当該増築後の工作物の規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(7) 工作物の改築

ア 仮設の工作物

- (7) 当該改築後の工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (4) 当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の工作物

- (7) 当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (4) 歴史的風土保存区域内においては、当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(8) 工作物の移転

ア 仮設の工作物

- (7) 当該移転後の工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (イ) 当該移転後の工作物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- イ その他の工作物
 - (7) 当該移転後の工作物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - (イ) 歴史的風土保存区域内においては、当該移転後の工作物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。
- (9) 建築物等の色彩の変更については、次に該当するものであること。
 - ア 当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - イ 歴史的風土保存区域内においては、当該変更後の色彩が当該変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。
- (10) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 - ア 緑化率が、別表第2の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緑化率の欄に掲げる土地の区分に応じた割合以上であること。ただし、当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域の状況により植物の生育が困難である場合その他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
 - イ 当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 - ウ 5メートル以上の高さののりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと（小段等によって上下に分離されたのりがある場合において、下層ののり面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層ののり面の下端があるときは、その上下ののりは、一体のものとみなす。）。ただし、当該宅地の造成等に係る土地の地形上やむを得ない場合は、この限りでない。
 - エ 面積が1ヘクタールを超える森林で風致の維持に特に必要であるものとして、市長が指定したものの伐採を伴わないこと。
 - オ 当該宅地の造成等が行われた土地の形態及び意匠が、その周辺の土地

の区域における風致と著しく不調和でないこと。

カ 歴史的風土保存区域内においては、当該宅地の造成等が行われた土地の形態及び意匠が、その周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(11) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽等を行うことにより行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(12) 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、当該伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 第4条第1項第1号又は第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第10号エの森林に係るものを除く。）で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(13) 土石の類の採取については、当該採取の方法が露天掘りでなく、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。ただし、必要な埋戻し又は植栽等を行うことにより風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合は、この限りでない。

(14) 屋外における物件の堆積については、堆積の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 前3条の規定は、前項第10号エに規定する森林の指定について準用する。

3 市長は、第4条第1項の許可に風致を維持するために必要な条件を付することができる。

(許可に基づく地位の承継)

第11条 第4条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 第4条第1項の許可を受けた者からその所有に係る土地の所有権その他当該許可に係る行為を施行する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

(緑化の促進)

第12条 風致地区内の建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物の敷地における風致の維持に必要な緑化に努めなければならない。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、風致を維持するため必要な限度において、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、その工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、建築物等若しくは物件の改築、移転若しくは除却、建築物等の色彩の変更その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第4条第1項の規定に違反した工事の注文主若しくは請負人又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第10条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者

(4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告及び立入調査等)

第14条 市長は、風致の維持のため必要な限度において、第4条第1項の許可を受けた者、風致地区内の土地、建築物等の所有者その他の関係者に対して、同項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、第4条第1項若しくは第10条第3項又は前条第1項の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、市の職員に風致地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は第4条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第15条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第10条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第14条第2項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に神奈川県風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）第4条の3の規定により指定されている風致地区の種別は、第8条第1項の規定により新たに風致地区の種別が指定されるまでの間は、同項の規定により指定されたものとみなす。

別表第1（第4条、第10条）

種別	建築物の 高さ	建ぺい 率	壁面後退距離		緑化率
			道路に面す る部分	道路に面する部 分以外の部分	
第1種風致 地区	8メー トル	10分の 2	3メートル	2メートル	10分の2
第2種風致 地区					
第3種風致 地区	10メー トル	10分の 4	1.5メー トル	1メートル	
第4種風致 地区	15メー トル				

備考 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号。以下「開発事業条例」という。）により、この表に掲げる緑化率より高い緑化面積率が適用される敷地の場合は、当該緑化面積率によるものとする。

別表第2（第10条）

種別	緑化率		
	市街化調整区域内の土地		市街化区域内 の土地
	500平方メートル以上	500平方メートル未満	
第1種風致 地区	10分の5	10分の2.5	10分の2
第2種風致 地区	10分の4	10分の2	
第3種風致 地区	10分の3		
第4種風致 地区	10分の2		

備考

- 1 開発事業条例により、この表に掲げる緑化率より高い緑化面積率が定められている場合は、当該緑化面積率によるものとする。

- 2 この表の緑化率を適用する場合の土地の面積には、道路その他の公共施設の土地の面積は含まないものとする。

議案第 49 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成25年12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置を行うとともに、平成
25年11月 1 日に市長であった者には、その任期に係る退職手当を支
給しないこととするものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（退職手当の特例）

3 平成25年11月1日に市長であった者の任期に係る退職手当は、第2条の規定にかかわらず、支給しない。

附則第4項中「平成21年11月1日」を「平成25年11月1日」に改める。

付 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第 50 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金
を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法第314条の7第1項第4号に規定する、個人市民税の寄附
金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加
するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人昂の 会	藤沢市鶴沼石上二丁目8 番12号	平成25年1月1日から 平成30年10月31日まで
------------------	---------------------	------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立岡本保育園について、新園舎の建設期間中の位置を改めるものである。

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例

鎌倉市保育所設置条例（昭和24年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立岡本保育園の項中「岡本二丁目21番19号」を「玉縄一丁目4番地」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 52 号

鎌倉市営住宅条例及び鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の
助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市営住宅条例及び鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改
正に伴い、条例の規定中に記載のある同法の名称を改めるとともに、
同法を引用している規定を改めるものである。

鎌倉市営住宅条例及び鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に
関する条例の一部を改正する条例

(市営住宅条例の一部改正)

第1条 鎌倉市営住宅条例（平成9年9月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

(ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

議案第 53 号

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置を行うことを踏まえ、
教育長の給与についても削減措置を行うものである。

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成21年11月1日」を「平成25年11月1日」に改める。

付 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第 54 号

平成25年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成25年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,757,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 県支出金		3,023,381千円	7,536千円	3,030,917千円
	10 県補助金	1,083,555	7,536	1,091,091
80 繰越金		922,448	91,564	1,014,012
	5 繰越金	922,448	91,564	1,014,012
歳 入 合 計		58,658,500	99,100	58,757,600

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,269,767円	27,597円	6,297,364円
	5 総務管理費	4,887,821	21,028	4,908,849
	15 戸籍住民基本台帳費	319,706	6,569	326,275
15 民生費		20,347,056	4,666	20,351,722
	10 児童福祉費	8,015,357	4,666	8,020,023
20 衛生費		6,731,403	19,558	6,750,961
	10 清掃費	4,975,339	19,558	4,994,897
45 土木費		9,023,287	45,557	9,068,844
	15 河川費	72,663	41,118	113,781
	20 都市計画費	6,674,624	4,439	6,679,063
55 教育費		6,489,121	1,722	6,490,843
	25 保健体育費	318,566	1,722	320,288
歳 出 合 計		58,658,500	99,100	58,757,600

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	10 児童福祉費	公立保育所建替事業	20,963
45 土木費	15 河川費	河川維持補修事業	44,118
45 土木費	20 都市計画費	交通体系整備事業	4,439

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
住民記録システム更新事業費	平成25年度から 平成27年度まで	千円 196,648
子ども・子育て支援新制度 システム構築委託事業費	平成26年度まで	22,907
深沢子ども会館暫定施設設置事業費	平成25年度から 平成31年度まで	34,766
フラワーセンター用地賃借料	平成26年度から 平成60年度まで	316,217
鎌倉市都市公園（笛田公園） 管理運営事業費	平成25年度から 平成30年度まで	116,275
鎌倉市都市公園（笛田公園除く） 管理運営事業費	平成25年度から 平成30年度まで	1,025,283
鎌倉市鏑木清方記念美術館 管理運営事業費	平成25年度から 平成30年度まで	230,784

議案第 55 号

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,943,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
30 繰越金		104,522千円	26,278千円	130,800千円
	5 繰越金	104,522	26,278	130,800
歳 入 合 計		6,917,622	26,278	6,943,900

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		1,775,842千円	26,278千円	1,802,120千円
	5 下水道総務費	1,775,842	26,278	1,802,120
歳 出 合 計		6,917,622	26,278	6,943,900

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 総務費	5 下水道費	公共下水道（雨水）維持修繕工事 （御谷川第3雨水幹線）	千円 29,722

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年5月1日、鎌倉市大町五丁目12番8号先路上で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 242,485円

2 損害賠償の相手方

3 処分の日 平成25年10月4日



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成25年7月18日、鎌倉市大船二丁目20番34号先路上で発生した、
都市整備部公園課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠
償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 191,944円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成25年10月4日 |



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年9月24日、鎌倉市山崎585番地先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 535,450円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成25年10月2日 |